

# 山梨県老人福祉施設協議会部会設置規程

(目的)

**第1条** この規程は会則第12条により設置された部会の運営等につき必要な事項について定めるものとする。

(種別)

**第2条** 部会は、次の3部会とする。

- (1) 養護・軽費部会
- (2) 特別養護部会
- (3) 通所部会

(構成)

**第3条** 部会は、本会21世紀委員会委員(別に定める)により構成する。また、各部会には、本会副会長が相談役として参画する。

2 部会員は、各部会とも10名以内とし、本会21世紀委員会委員の中から選出し会長が委嘱する。

(正副部会長)

**第4条** 部会に部会員の互選により部会長、副部会長各1名を置く。

2 部会長は、会議を総括する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部会員の任期)

**第5条** 部会員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合の補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

(招集)

**第6条** 部会は、部会長が招集する。

付 則

(1) この規程は、平成17年4月1日から施行する。

(2) 設立当初の部会員の任期については、規程第5条に関わらず在任特例として、平成18年3月31日までの1年間とする。